

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令案
要綱

1. オーストラリア税関当局から申告原産品が経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく本邦の原産品（特定原産品）であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときに、財務大臣がその求めに応じなければならない期間を 45 日とする。ただし、個別に我が国とオーストラリアとの間で合意をした期間があるときは当該期間とすることとする。（第 2 条関係）
2. 本邦からオーストラリアに輸出される物品に係る特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した輸出者又は生産者が保存しなければならない書類として、当該物品に係る特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類を定めることとする。（第 3 条関係）
3. 特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者等に対する財務大臣による資料の提出の求め及び立入検査等の権限について、これらの者の主たる事務所の所在地を所轄する税関長又は税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる旨を定めるとともに、税関の支署その他の税関官署の長への権限の委任に係る公告について定めることとする。（第 4 条関係）
4. この政令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成 26 年法律第 112 号）の施行の日から施行することとする。（附則関係）